

面会規定

第1条 目的

本規定は、入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持並びに円滑な治療を図るために、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 基本方針

当院は、患者と家族等との交流が療養生活において重要であることを認識し、感染対策や医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とし、次のように定めるものとする。

ただし、緩和ケア病棟については別途病棟で定める。

第3条 面会時間について

面会時間は原則として次の時間帯とする。

- | | |
|------------|---------------------------|
| ① 一般病棟 | 13：00～20：00 |
| ② 救命救急センター | 13：00～14：00 、 18：00～19：00 |
| ③ NICU・GCU | 12：45～20：00 |

第4条 面会者について

次のうち、医療者が許可した1～3名に限る。(以下、「キーパーソン」とする)

なお、面会を許可した者には「面会許可証」を発行する。

- ・ 家族、又は患者等が指定する者。
- ・ 独居、又は身寄りのない場合は、友人・隣人等。
- ・ 必要に応じて指定された者。

第5条 病棟による面会者の制限について

全病棟共通として、子供のための面会や一度に多人数の面会を禁止し、人数の制限については別途病棟で定める。なお、以下に記載する病棟については第4条の規定にかかわらず、以下の者に限り面会を許可する。

- ・ 小児病棟 両親のうち 1 名のみ。
- ・ NICU・GCU 両親のみ。
- ・ 産婦人科病棟 成人 1 名のみ。（配偶者、又はキーパーソン）ただし、分娩時の面会については、別途病棟で定める。
- ・ 西 7 階病棟 15 才以上の家族のみ
- ・ 救命救急センター 15 才以上の家族のみ。
- ・ 結核病棟 15 才以上の家族のみ。

第 6 条 面会場所

面会場所は原則として次の場所とする。

- ① 病室内
- ② 病棟内の食堂、談話コーナー

第 7 条 面会を控えていただく場合

次のいずれかに該当する場合は、面会を控えていただくものとする。

- ① 面会者に発熱（37℃以上）、咳、下痢等の症状がある場合。
- ② 面会者が感染症に罹患している場合。
- ③ 同居家族が感染症に罹患している場合。
- ④ 過去 1 週間以内に、感染症患者との接触がある場合。
- ⑤ 医療者が面会を控える必要があると判断した場合。

第 8 条 面会時の感染対策

面会者は次の感染対策を遵守するものとする。

- ① 面会の前後に手指衛生を実施する。
- ② サージカルマスク（不織布マスク）を着用する。
- ③ 患者の感染症の状態により、N95 マスク、ビニールエプロン、ゴーグル等の個人防護具を着用する。着脱については、病院職員の指示に従うものとする。

第9条 面会時の禁止事項

面会時は次の行為を禁止する。

- ① 病棟での飲食。
- ② 大声での会話や他の患者の迷惑となる行為。
- ③ 無断での病室移動や他の患者の病室への立ち入り。
- ④ 病棟内での無断写真撮影や録画、音声録音、及び SNS 等への投稿。
- ⑤ 医療機器の操作や接触。
- ⑥ 病院職員の指示に従わない行為やハラスメントに当たる行為。

第10条 面会の特例

次の場合には、時間外面会を認める。

- ① 医師による症状説明の予約がある場合。
- ② 主治医又は病院が必要とした場合。

第11条 面会の代替手段

感染状況や患者の状態等により対面での面会が困難な場合は、オンライン面会等の代替手段を提案し、希望があれば支援する。

第12条 感染症流行時の対応

院内または地域において感染症の流行が認められた場合は、患者の安全確保および院内感染防止の観点から、次の措置を講じることとする。

- ① 面会人数の制限。
- ② 面会時間の短縮。
- ③ 面会場所の制限。
- ④ 面会の一時停止。

これらの措置は感染状況を踏まえ、病院長と感染管理部の判断で決定することとする。

第13条 院外院内への周知

本規定の内容は、院内掲示及び病院ホームページ等を通じて、患者および家族等に周知する。

第 14 条 規定の改訂

本規定の責任者は医事課長とし、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すことし、改定は関係部署の意見を踏まえた上で病院長の承認を得て決定することとする。

附 則

この規定は、令和 8 年 6 月 1 日から適用する。